

参考資料3

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 委員名簿

平成24年11月6日
科学技術・学術審議会

敬称略、五十音順

青野 由利 毎日新聞社論説室専門編集委員
有川 節夫 九州大学総長
石田 寛人 金沢学院大学名誉学長
板生 清 東京理科大学専門職大学院総合科学技術経営研究科教授
内山 洋司 筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
大垣 眞一郎 独立行政法人国立環境研究所理事長
甲斐 知恵子 東京大学医科学研究所教授
川合 知二 大阪大学特任教授(常勤)
北澤 宏一 独立行政法人科学技術振興機構顧問
桐野 高明 独立行政法人国立病院機構理事長
小池 勲夫 琉球大学監事
河野 通方 大学評価・学位授与機構評価研究部長、教授
小谷 元子 東北大学大学院理学研究科教授、原子分子材料科学高等研究機構長
佐藤 禎一 国際医療福祉大学大学院教授
高橋 真木子 独立行政法人理化学研究所研究戦略会議研

究政策企画員

田中 知 東京大学大学院工学系研究科教授
谷口 郁子 イムノイト株式会社代表取締役社長
中小路 久美代 株式会社SRA先端技術研究所長
永井 良三 自治医科大学学長
濱田 政則 早稲田大学理工学術院教授
平野 眞一 上海交通大学講席教授・平野材料創新研究所長、名古屋大学名誉教授
室伏 きみ子 お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
安井 至 独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長
渡辺 美代子 東芝イノベーション推進本部参事

主査 主査代理

(参考)

- 宇宙開発委員会の運営等について (平成十三年一月十日宇宙開発委員会決定)

文部科学省設置法及び宇宙開発委員会令に定めるもののほか、宇宙開発委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続きその他委員会の運営に関して、以下のとおり定める。

第一章 本委員会

(開催)

第一条 本委員会は、毎週1回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

(主宰)

第二条 委員長は、本委員会を主宰する。

(会議回数等)

第三条 本委員会の会議回数は、暦年をもって整理するものとする。

(議案及び資料)

第四条 委員長は、あらかじめ議案を整理し必要な資料を添えて本委員会に附議しなければならない。

2 委員は、自ら必要と認める事案を議案として本委員会に附議することを求めることができる。

(関係行政機関の職員等の出席)

第五条 委員会の幹事及び議案に必要な関係行政機関の職員は、本委員会の求めに応じて、本委員会に出席し、その意見を述べることができる。

2 本委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事要旨の作成及び配布)

第六条 本委員会の議事要旨は、本委員会の議事経過の要点を摘録して作成し、本委員会において配布し、その確認を求めるものとする。

第二章 部会

(開催)

第七条 部会は、必要に応じて随時開催できる。

2 部会は、部会長が招集する。

(主宰)

第八条 部会長は、部会を主宰する。

(調査審議事項)

第九条 部会において調査審議すべき事項は、委員会が定める。

(関係行政機関の職員等の出席)

第十条 委員会の幹事及び議案の審議に必要な関係行政機関の職員は、部会の求めに応じて、部会に出席し、その意見を述べることができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告又は意見の開陳)

第十一条 部会において調査審議が終了したときは、部会長は、その結果に基づき、委員会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(雑則)

第十二条 本章に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第三章 会議の公開等

(会議の公開)

第十三条 本委員会及び部会の議事、会議資料及び議事録は、公開する。ただし、特段の事情がある場合においては、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。

(意見の公募)

第十四条 本委員会又は部会における調査審議のうち特に重要な事項に関するものについては、その報告書案等を公表し、国民から意見の公募を行うものとする。

2 前項の公募に対して応募された意見については、本委員会又は部会において公開し、審議に反映する。

(雑則)

第十五条 本章に定めるもののほか、公開等に関し詳細な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第四章 その他

(雑則)

第十六条 前条までに定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。